慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「場合」を底の名詞とする連体修飾		
Sub Title			
Author	大場, 美穂子(Ōba, Mihoko)		
Publisher	慶應義塾大学日本語・日本文化教育センター		
Publication year	2021		
Jtitle	日本語と日本語教育 No.49 (2021. 3) ,p.1- 25		
JaLC DOI			
Abstract			
Notes	論文		
Genre	Departmental Bulletin Paper		
	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00189695-20210300-0001		

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「場合」を底の名詞とする連体修飾

大 場 美穂子

1. はじめに

日本語教育においては、いわゆる条件表現の一つとして、「場合」という語を用いた表現を教えることが多い。例えば、東京外国語大学留学生日本語教育センター編 (1994)『初級日本語 (新装版)』には、以下のような例文がある。

- (1) 会社を休む場合は、理由を言ってください。(27課)
- (2) <u>事故があった場合</u>は、すぐ原因を調べなければなりません。(27 課) また、海外の大学で比較的多く採用されている教科書の一つであるスリーエーネットワーク編 (1998)『みんなの日本語 初級 第二版』でも、第 45 課で同様の条件表現を扱っている。

この表現は、一方で「場合」という名詞を底の名詞」とする連体修飾節を持つ複文であるという特徴を持つが、他方では、上に述べた通り、連体修飾節を前件、主節を後件とする条件表現としての性格を持つ。

ところで、上記の例では、例 (1) の連体修飾節の述語が「休む」という ル形²、例 (2) が「あった」という タ形になっている。このような連体修飾 内のル形・タ形の違いは、日本語教育では、主節との時間関係を表すと説明される。つまり、例 (1) の「休む」(ル形) は、主節時(つまり「理由を言う」時点) にはいまだ完了しないことを表し、例 (2) の「あった」は主節時(つまり「原因を調べる」時点) にはすでに完了したことを表す、というように説明されるのである。

しかし、「場合」を底の名詞とする連体修飾節の例の中には、以下のよ

うに主節時を基準として説明することができない例も存在する。

- (3) (covid-19 感染拡大地域へ渡航する場合の注意点)
 - a. <u>感染拡大地域へ渡航する場合</u>、事前に用紙に必要事項を記入して、職場に届け出る。(主節時基準で説明可)
 - b. <u>感染拡大地域へ渡航する場合</u>、帰国後、空港で検温および PCR 検査を受ける。(主節時基準で説明不可)
- (4) 発熱のない感染者でも、<u>嗅覚や味覚に異常を来す場合</u>が多数報告された。(主節時基準で説明不可)

以上の点を踏まえて、本稿では次の2点についてまとめる。

- 1. 日本語の連体修飾節内の時制の解釈に関する研究史
- 2. 「場合」を底の名詞とする連体修飾節内での時制の解釈

2. 連体修飾節内の時制解釈の研究史

「場合」を底の名詞とする連体修飾節の時制の解釈を検討する前に、まず、一般的に、連体修飾節内の時制が先行研究ではどのように扱われているかを見ていくことにする。

2.1 日本語教育における連体修飾節の時制の扱い

日本語教育においては、連体修飾節内の時制について、次のように「相対テンス」(=主節時基準のテンス)という考え方を用いて説明されることが多い。

引用1:「◆【中略】従属節 3 のテンスは、主節のテンスとは異なり、 主節で表される出来事との時間関係を表します。

◆従属節のル形は主節で表される時点以後の時点を、従属節のタ形は主節で表される時点以前の時点を、それぞれ表します。一方、主節のル形とタ形は発話時との時間的前後関係を表します【下略】」(松岡弘 監修 2000: 50)

冒頭に挙げた例(1)(2)は上の説明に従うものである。

2.2 連体修飾節内の時制に関する研究の方向

しかし、このルールに従わない先の例 (3)(4) のようなものが多く存在することは、当初から指摘されている通りである。上に引用した松岡監修 (2000:51) にも、以下のような指摘がある。

引用2:「◆主節のテンスに比べ、従属節のテンスは難しい問題を含んでいます。【中略】基本的には従属節のテンスは相対テンスであると言えますが、次のような例を見ると従属節の一種である名詞修飾節のテンスは必ずしも相対テンスとは言えないことがわかります。

(1) [越前海岸で自殺した] 女性はタクシーでそこへ行った。」

しかし、少なくとも日本語教育の教材においては、連体修飾節内の時制は主節時との関係で決まるとする「文の構造」にかかわる基本的なルールを立て、そこに当てはまらない場合をいくつかに分けて、それぞれに例外ルールを記述するという方法で説明が行われてきた。ここではその詳細を追うことはしないが、この方法だと、連体修飾節の時制の解釈を記述するために、非常に多くの例外ルールを立てる必要に迫られる。

このような例外ルールを列挙するうちに、やがて「文の構造」にかかわる基本的なルールが見直されることになり、「相対テンス」という考え方に代わって、三原健一(1992)によって「視点の原則」という基本ルールが提唱された。以下を参照されたい。

引用 3:「視点の原理(tense perspective)

- a. 主節・従属節 ⁴ 時制形式が同一時制形式の組み合わせとなる時、従 属節時制形式は発話時視点によって決定される。
- b. 主節・従属節時制形式が異なる時制形式の組み合わせとなる時、従 属節時制形式は主節時視点によって決定される。」(三原 1992: 22) この原理は、次のように言い換えることが可能である。

連体修飾節の時制の解釈は、発話時を基準とする場合と、主節時を基準とする場合がある。どちらの基準を取るかは、連体修飾節と主節の時制形

式の組み合わせによって決まる。

この「視点の原理」は、連体修飾節の時制の解釈が、(連体修飾節と主節の述語形式の組み合わせという)「文の構造」にかかわるルールによって行われると考えているという点(つまり、連体修飾構造すべてにあるルールが仮定できると考える点)は、先の日本語教育の説明と共通である。

さて、実際の用例に当たってみると、確かに、先の日本語教育における 説明のように連体修飾節内の時制をすべて「相対テンス」(主節時基準) で考えるより、この「視点の原理」のほうが多くの例を扱えることが分か る。相対テンスという考え方では説明しきれなかった以下の例が説明可能 になるからである。

- (5) 前回パリに行ったとき、事前にスーツケースを買った。
- (6) 次回パリに行くとき、向こうでルイ・ヴィトンのかばんを買いたい。例(5)は「スーツケースを買う」→「パリに行く」という順、例(6)は「パリに行く」→「かばんを買う」という順で、それぞれ事態が生起すると解釈されるが、これは主節時を基準とする従来の考え方では説明がつかない。しかし、「視点の原理」を用いれば説明が可能になる。どちらの例も、連体修飾節・主節に同一の時制形式が用いられているので、例(5)は連体修飾節・主節ともに、すでに生起した事態、例(6)は連体修飾節・主節ともに、まだ生起していない事態と考えられる。そして連体修飾節・主節の前後については、それぞれ、「事前に」「向こうで」という副詞的な要素を手掛かりに判断されると説明される。

ただし、この「視点の原理」を用いても、解釈できない例もまだ存在 する。

- (7) 母の作るおはぎはいつもおいしかった。(三原 1992: 23 の例 ⁵)
- (8) 子供のころ、月に一度、<u>病院へ定期健診に行くとき</u>は、さすがに疲れて夜いつもより早めに布団に入った。

そこで、丹羽哲也 (1997) などでは、「視点の原理」を用いてもうまく説明

できない例などをさらに検討していて、その結果について以下のように述べられている。

引用 4:「以上、ル形は基準時以降・同時、夕形は基準時以前を表すが、ル形・夕形そのものとしては、どの基準時を取るかということは指定しないこと、ル形と夕形の組み合わせ、発話時と主節時の組み合わせで、論理的に自ずと表し得る範囲が決まること、現実に発話時基準が前面に出るか主節時基準が前面に出るか、あるいは特殊な基準時を取るかということは、事柄の前後関係、ル形・夕形のアスペクト上の性格、発話時と主節時の性格の違い、過去と未来の性格の違い、動作性述語と状態性述語の違い、主名詞の意味的な性格など種々の要因によって決まるものであるということを述べた。」(丹羽 1997: 326下線は引用者による)

この引用4の下線部を見ると、丹羽 (1997) は連体修飾節の時制の解釈について、(連体修飾節と主節の述語形式の組み合わせという)「文の構造」とかかわるルールの存在を基本的には認めない。結局、連体修飾節と主節との時間的関係の解釈は、「文の構造」以外のさまざまな要因も合わせて考えて初めて導かれるとしている。このような立場は、先に述べた日本語教育の説明や三原 (1992) の「視点の原理」とは、記述の方向性が大きく転換されていると言わなければならない。

2.3 大島資生氏の研究

上に述べた通り、連体修飾節の時制の解釈に関する研究においては、従来の(連体修飾節と主節の述語形式の組み合わせという)「文の構造」とかかわるルールを導くという記述方法から、他のさまざまな要因を合わせて記述する方向へ研究が変わりつつある。

そこで、次に、連体修飾節の時制の解釈にかかわる要因を、「文の構造」 とは別の観点を多く入れて記述を試みている大島資生氏の三つの論文(大 島 2008、2011、2014)について述べておきたい。以下は、大島論文すべて に共通する立場について述べられた部分である。

引用 5:「【前略】連体修飾節と主節の間の時間的前後関係は、三原 (1992)の「視点の原理」におけるように二つの節の述語の時制形式のみでは解釈できない。すなわち、時制形式のみによって時間的前後関係を決定することには限界がある。主節と修飾節の間の前後関係は基本的には主節と修飾節の間の意味的関係を参照して解釈されると考えるのが妥当である。」(大島 2008: 115–116)

ここでは、連体修飾節の時制の解釈が(連体修飾節と主節の述語形式の組 み合わせという)「文の構造」から導かれるというような、これまでの説 明を否定する。

そして、大島氏の三つの論考は、連体修飾節の時制解釈がどのような要因によっているのかについて論じたものであるが、それぞれ考察対象となる連体修飾節が異なっている。

大島 (2008): ①「内の関係」の連体修飾節で、②連体修飾節内の述語がル形であり、③連体修飾節が主節に時間的に先行する事態を表すもの

大島 (2011): ①「内の関係」の連体修飾節で、②連体修飾節と主節と がともに夕形であるもの

大島 (2014):「外の関係」の連体修飾節のうちの一つ、「内容補充の関係」であるもの

これらの論文は、非常に興味深い指摘が多く述べられているのだが、その詳細を検討するには紙幅が足りないので、ここでは、「場合」を底の名詞とする連体修飾節が考察対象に含まれる大島 (2014) についてのみ述べることにする。

2.3.1 「内の関係」と「外の関係」の間の時制の在り方の違い

上にまとめた通り、大島論文では、連体修飾節の時制の解釈を論じる際 に、内の関係の連体修飾と外の関係の連体修飾とを論文ごとに分けて考察 しているが、内の関係と外の関係の時制の在り方の違いについては次のように述べている。

引用 6:「内の関係の場合、修飾節(従属節)と主節は主名詞を介して接続されている。それゆえ、主名詞は従属節の要素と、主節の要素の両方を兼ね備えているとも言える。」(大島 2014: 209)

引用7:「外の関係における主名詞は主節の要素だが、修飾節は主節と直接に関わる部分がない。そのため、外の関係における修飾節は主節に包含されつつ、主節とは独立した構造をなす。」(大島 2014: 209) そして、このような両者の違いが、時制の解釈の際に次のような違いを引き起こすと述べている。

引用8:「結論から述べれば、内の関係に関しては、発話時基準/主節時基準という二分法を維持すべきではないかと考える。」(大島 2014: 209)

引用9:「(外の関係の連体修飾節には)主節時基準でも発話時基準でもない、自由テンスの解釈がそのまま出力されるのだと考える。」 (大島2014:210)

これらの指摘について、本稿なりに言い換えてみると、次のように言え そうである。

大島 (2014) では、内の関係の連体修飾節の時制解釈においては、基本的には発話時基準または主節時基準という概念を用いて説明されるべきであると考えている。その理由は、内の関係の場合には、底の名詞が連体修飾節の事態にも主節の事態にもかかわっており、その二つの事態の間の時間関係を問わずにいられないことがほとんどだからである。例えば、次の例において、

(9) 私は、<u>自分で作ったワンピース</u>をオークションで売りに出した。 「ワンピース」という底の名詞は、「ワンピースを自分で作った」という 連体修飾節の事態と、「ワンピースをオークションで売りに出した」とい う主節の事態の両方に関与するのだが、これが連体修飾構造で一つの文に なっているとき、この二つの事態の間の時間関係を問わずにはいられない というわけである。

一方、大島 (2014) では、内容補充の連体修飾節の時制解釈においては、 発話時基準でも主節時基準でもなく、絶対テンスを主張する。その理由 は、内容補充の連体修飾節は、単に底の名詞の内容のあらましを述べるだ けであり、必ずしも連体修飾節と主節との時間関係を考える必要がないか らである。例えば、次の例において、

(10) 私は一人の若者が妹のために鬼と戦う映画を見に行った。

「一人の若者が妹のために鬼と戦う」という事態はひとまず「私が映画を見に行った」という事態とは独立していて、二つの事態の間の時間関係を問うことはまずあり得ない(というより、問うことが不可能である)。

つまり、ここで主張されているのは、内の関係、外の関係という連体修 飾節の構造・意味の違いは、連体修飾節と主節との時間関係を問う必要が あるかどうかという点に大きくかかわってくるということである。した がって、必然的に、連体修飾節の時制の在り方が異なってくると考えるこ とができる。

これまで、連体修飾節の時制について考察する研究においては、(例外を置くにしろ)ほぼ必ず、主節との関係を求めてきた。確かに、主節時基準の時制のほかに、発話時基準の時制も主張されるが、発話時基準の時制の場合であっても、同じ時間軸の上に主節と連体修飾節とを位置づければ、結局、その二つの節の間の時間関係を求めることになる。

このような観点から見ると、大島 (2014) が連体修飾節の時間性を考察する際に、主節との時間関係を問わない場合があることを積極的に認めることは非常に興味深いことである。

2.3.2 自由テンス

大島 (2014) は、内容補充の関係の連体修飾節のテンスには、主節時基準

とも発話時基準とも言えないものが存在することを指摘して、これを自由 テンスと呼んだ。大島 (2014: 201) に次のような例が挙げられている。

- (11) 彼は腕をぐるぐる回す体操で肩こりが治った。
- (12) 田中さんは<u>ラジオのニュースを書きとる練習</u>を通じて英語を身につけた。
- (13) 私はお年寄りを介護する実習から多くのことを学んだ。
- (14) この村では若者が山の中にこもる習慣が廃れてしまった。
- (15) お年寄りを介護する経験を積んだ。

例えば、例(11)は、従来通り主節時基準で解釈すると、「肩こりが治る」→ 「腕をぐるぐる回す」の順で生起しなければならないことになるが、言語 外的状況から見て、そのような解釈は許されない。一方、発話時基準で解 釈することもできない。だから、主節時基準とも発話時基準とも言えない ということになる。

このような、連体修飾節内の時制が主節時基準とも発話時基準とも言 えない例は、内容補充の連体修飾節に現れる。その理由について、大島 (2014)は以下のように説明する。

引用 10:「内容補充の関係の修飾節は主名詞が表す事態のあらましを表現する。あらましというのは、特定の事態ではなく、その種類の事態一般をさす。したがって、同種の事態の集合だと言える。事態の集合を形成するためには、時点が特定されていてはならない。というのは当該種類の事態が時間軸上のあらゆる時点で生起しうるという可能性が担保されなければならないからである。これを実現するためには基準時が定まっていてはならない。基準時が定まっていれば、時間軸はその基準時の前と後に二分される。そして、当該事態は基準時にもとづいて時間範囲が指定される。それゆえ、たとえば基準時が設定され、「基準時より前」とされれば、「後」に生起する可能性はなくなり、「後」とされれば「前」の可能性はなくなる。その結果、時間軸上の

あらゆる時点で生起しうるという解釈が出力されない。そこで、基準時をなくす必要が生じ、自由テンスを採ることになる。」(大島 2014: 205)

上記の引用で、大島 (2014) は、内容補充の連体修飾節に自由テンスが現れるのは、基準時が特定されていてはならないからだと説明しているが、むしろ、先に 2.3.1 節でも述べた通り、内容補充の連体修飾節の事態は主節の事態とはひとまず独立に扱われ、連体修飾節の事態と主節の事態との時間関係が問われないからだと考えたほうがよいように思われる。

いずれにしても、ここで確認しておくべきは、連体修飾節を含む複文に おいて、連体修飾節の事態と主節の事態との間に、時間関係を見るべき場 合(内の関係)と、見る必要のない場合(外の関係/内容補充の関係)と が存在するということである。

なお、自由テンスは、例 (11)(12)(13)(14)(15) のようなル形述語だけではなく、夕形述語でもありうることが指摘されている。以下の例は、大島 (2014: 205) に挙げられている例である。

- (16) 災害が発生した場合を一応考えておきましょう。
- (17) 大きな地震が起きたという想定で防災訓練を行う。
- (18) この空き地に10階建てのビルが建った様子を描いてみてください。

3. 「場合」を底の名詞とする連体修飾節

では、ここから、「場合」を底の名詞とする連体修飾節について見てい くことにする。

3.1 「場合」に関する国語辞典の記述から

まず、「場合」という語を国語辞典で確認してみよう。北原保雄編『明 鏡国語辞典 第二販』(大修館書店 2010) に以下のようにある。

ば-あい【場合】-アヒ[名]

●その時どきで変わってくる、その場の事情や状況。「時とーをわき

まえる」「一によっては再検討が必要になる」

- 2 《連体修飾語を受けて》
- ⑦そのような事例や状況。特に個々の特殊な事例や状況。「多くの一、 納得できない」「彼女の一は例外だ」
- ②ある状況・事態を仮定的にとらえていう。~が起こったとして、そのとき。「雨の一は中止だ」「万一の一に備える」
- ⑤《「…て[で]いる一」の形で、下に打ち消し・反語を伴って》今は そんな状況下にないの意で、緊迫した状況に適切に対処していない ことを非難していう。「笑っているーか」
- ②《「…一が [も] ある」などの形で》常にではないが、状況に応じてその事態が成立する意を表す。…ことが [も] ある。「予習はする一もあるが、しない一も多い。」「たまに遅刻する一がある」
- ◆「ばわい」「ばやい」は「ぐわい(具合)」「しやい(試合)」などと 同様、変化した形。

上記の辞書の記述を見ると、「場合」という語は「何らかの事例、状況」という意味を表すが、 ● (= 「場合」が連体修飾節を持たずに単独の名詞として使用される場合) は慣用的な言い方に限られ、 ② (= 「場合」のほとんどの使用例) に何らかの連体修飾が伴っていることが分かる。

3.2 「場合」を底の名詞とする連体修飾節の構造

では、「場合」を底の名詞とする連体修飾節は、内・外の関係という観点で見た場合、どのようなものであろうか。

3.2.1 「内の関係」か「外の関係」か

まず、連体修飾節の種類について、「内の関係」「外の関係」という用語を提唱した寺村秀夫氏の論考から、(少々長くなるが) それぞれの説明の部分を引用する。

引用11:「【略】「内の関係」の連体修飾とは、修飾節と底の名詞とが、 一つの文を構成するような関係を含みつつ成立しているものであり、 「外の関係」の連体修飾とは、修飾節と底との間にそのような関係が認められず、修飾節と底とは別の機縁によって、基本的には底の特殊な意味特性によって結びついているものである。【中略】意味的には、内の関係では修飾部は底の名詞を単に特定化するための情報を付加するもので、底の中味については何事も語らない。それに対し、外の関係では、修飾部は底の名詞の中味、内容を語るために存在する。」(寺村 1992: 297 下線は引用者による)

引用 12:「内の関係を成立させるのは、いわば専ら構文的条件だといってよい。従って、底に立ち得る名詞は何でもよい。もう少し用心深くいえば、文中に独立して名詞として使われるものなら何でもよいということである。【中略】これに対し、外の関係が成立するのは、底の名詞が、その内容が文によって表されるような意味特性をもつものである場合に限る。」(同: 298 下線は引用者による)

国語辞典の記述を参照すると、「場合」は「何らかの事例、状況の一つ」 という意味だから、これが外の関係の連体修飾節(内容補充の節)を伴う ことがあるのは当然と言える。

また、引用 12 に従えば、内の関係の連体修飾節は底に立ち得る名詞は何でもよいはずであるから、「場合」を底の名詞とする内の関係の連体修飾節は理論上はあってもよいということになるが、実際の例を当たってみると、「場合」が内の関係の連体修飾節を伴う例は極めて少ない。その理由については、やはり引用 12 の中にある「文中に独立の名詞として使われる」という点が手掛かりとなりそうである。つまり、「場合」は「文中に独立の名詞として使われるもの」ではないから、内の関係の連体修飾節がありにくいということである。この点について、寺村 (1992) の指摘をもう少し紹介する。

3.2.2 寺村 (1992) の指摘

寺村 (1992) は、「場合」を底の名詞とする連体修飾について詳細に検討

しているわけではないが、いわゆる名詞の中には、以下のような類がある ことを指摘している。そして、「場合」はこのグループに含まれる。

引用 13:「さて、本章では、この論考全体のしめくくりとして、底の名詞の、その本来持っている実質的意味が希薄になり、次第にいわゆる形式化すると共に、名詞としての身分からはみ出して、多岐な構文的職能に分化するさまを観察しようと思う。」(寺村 1992: 298 下線は引用者による)

引用 14:「底の名詞の変質の第一は、名詞の中に本来副詞的な要素を含んでいるものがあるとき、その副詞性を利用して、前節する修飾節もろとも副詞節つまり連用修飾節として後の(主)節にかからせる場合に見られる。【中略(その名詞は)】前の節に対しては、それを支える底の名詞として働き、後の節に対しては、【中略】副詞的な修飾句として機能する。前の節に付き、それと共に後の節に対して連用的にかかっていく、という点では、それは接続助詞的な役割をもっているといえる。かといって、接続助詞の「カラ」「ケレドモ」などと全く同一視することができないのは、それがなお名詞的な構文的性格を――程度の差はあるが――、幾分とも保持しているからである。」(同 p.299)

寺村 (1992) は、上記のように副詞的な働きを持つようになった名詞は実質的な意味が希薄になると考えているが、その場合の特徴の一つとして、(連体修飾を伴わずに)単独で文中に現れることができないという点を挙げている。「場合」についても、「時と場合による」「場合によっては」などの慣用的な使用を除くと、単独で使用される例がほとんどなく、何らかの連体修飾を伴うことを指摘している(この指摘は、先の国語辞典の記述と共通している)。

さて、ここまで見ると、「場合」を底とする連体修飾節がどのようなものかということがほぼ見えてくる。以下は、寺村 (1992) の指摘からの帰結である。

「場合」という名詞は、慣用的な使用を除くと、ほとんどすべての用例で名詞としての実質的な意味が薄れている。そのため、単独で用いることができず、いつも連体修飾を伴う。その連体修飾は、「場合」の実質的な内容を補う内容補充の連体修飾節であることが予想される。つまり、「場合」を底の名詞とする連体修飾節はほぼすべて、外の関係(特に、内容補充)の連体修飾であると言える。

実際に『新潮文庫の 100 冊 CD-ROM』(1995)を中心に用例を当たってみたところ、内の関係の連体修飾節は管見の限りでは見当たらなかった。作例としては以下のようなものが考えられるが、このような例は非常に作りにくい。

- (19) 今回の発表は非常に興味深い。発表の中で取り上げられた場合について、私自身ももう少し丁寧に考察してみたい。
- (20) Aグループに含めるかどうかで迷った場合4例をここに列挙する。 筆者の内省では、上記のような例では「場合」も使えないことはないが、 「事例」などという別語を使用したほうが自然である。おそらく、「場合」 より「事例」のほうが単独での使用に耐えるからであろう。

以上、ここでは「場合」を底とする連体修飾は、そのほとんどが外の関係の節(内容補充節)であるということについて述べた。

3.3 通常の連体修飾節と条件を表す副詞的な節

前節では、「場合」を底の名詞とする連体修飾節を「内の関係」「外の関係」という面から考察したが、次に、「場合」を底の名詞とする連体修飾節と主節との関係は、大きく2つに分けられることについて述べる。

先に寺村 (1992) が「場合」を「底の名詞が修飾節を受けると共に、それと一体となって後へ副詞的にかかっていく」(寺村 1993: 304) 類の名詞に含めていることについて言及した。しかし、「場合」の用例すべてがこのような文構造で用いられるというわけではない。

A 群:「場合」が通常の名詞として用いられる例

- (21) 小さい芸能事務所だと、その社長がタレントのマネージャーを兼ねる場合も増えた。
- (22) 人間同士の揉め事には、解決を急ぐ場合と、時間をおくことで自然 に解決する場合とが考えられる。

B 群: 「場合」が副詞的に用いられる例

- (23) 室内に入る場合は、マスクとフェイスシールドを着用しなければならない。
- (24) <u>感染者が息苦しさを訴えた場合</u>は、すぐにパルスオキシメーターで 血中酸素濃度を測定してみるべきだ。

上記のB群は寺村 (1992) に指摘されているような副詞的な使用例であるがA群はそうとは言えない例(通常の名詞として用いられる例)である。連体修飾節内の時制について考察する際には、まずこのA群とB群を分けておくことにする。

3.3.1 複文の分類

日本語教育文法においては、上のB群のように、その連体修飾構造が副 詞節的なものとして扱われるものが多い。原沢伊都夫(2010)によると、日 本語教育文法においては、日本語の複文はおおよそ下記の表のように分類 される。

例えば、表中の時間節の例として挙げられている「とき」について、「とき」そのものは名詞だから、それを底とする連体修飾節は、構造の面から考えれば本来は名詞修飾節に分類されるはずである(例 (25))。しかし、例 (26) のような例は、副詞節の一つである時間節に分類される。これが寺村 (1992) で指摘されている「底の名詞が修飾節を受けると共に、それと一体となって後へ副詞的にかかっていく」ものである。

- (25) 今日の空模様は、あの大震災があったときと同じように見える。
- (26) あの大震災があったとき、町の約3分の1が焼け落ちた。

表 原沢伊都夫 (2010: 127) の複文の分類

複文 —主従関係	- 名詞修飾節	
	一補足節	―名詞節 (の、こと、ところ)
		―引用節(と、ように)
		―疑問節(か、かどうか)
	一副詞節	―条件節 ―順接条件節(と、ば、たら、なら)
		─逆接条件節(が、けれども、のに、 ても)
		―原因・理由節 (から、ので、ために、て)
		一時間節(とき(に)、てから、あと(に/で)、 まえ(に)、うちに)
		―目的節(ために、ように、のに、には)
		一様態節(ように、みたいに、ほど、ながら)
—並列関係	- 一並列節(テチ	形、連用形、が、たり、し)

上には「とき」の例を挙げたが、「場合」も前節で述べた A 群は名詞修飾 節に分類され、B 群は副詞節の中の条件節に分類されると考えられる。

上記の複文の分類は、統語構造の面よりその複文の意味・機能を重視したものである。したがって、統語的な観点だけから見れば名詞修飾節に含まれるはずのものが、その意味・機能の面から副詞節などに分類されているという場合も多い。「場合」「とき」などはまさにこれに当たる。

しかし、「場合」(や「とき」)を底の名詞とする連体修飾節の時制の解釈について考察する際にも、B群のようないわゆる条件節と、A群のような通常の連体修飾節を分けておくことが役に立つことが予想される。つまり、A群のような通常の連体修飾節の場合には、外の関係(内容補充)の連体修飾節としての特徴が顕著であるのに対して、B群のように条件表現として前件と後件との関係を問うような文脈においては、時間関係についても主節との関係が問われる場合が多いのではないか。

3.3.2 佐野裕子 (2008) の指摘

これまで述べてきたことを総合すると、「場合」という語は次のような 特徴を持つと言うことができる。

- 1) 「場合」は国語辞典によれば、「何らかの事例・状況」という意味である。
- 2) 慣用的な使用を除くと、「場合」は連体修飾節を伴って用いられるのが普通で、その連体修飾節は通常、外の関係(内容補充)の連体修 飾節である。
- 3) 「場合」を底とする連体修飾節は、条件表現として使用されるもの (B 群) と、そうでないもの (A 群) とに分けることができる。

さて、佐野裕子 (2008) は、3.3 節の冒頭で述べた B 群のような条件節と しての「場合」を考察対象とした論文であるが、そこでは、「場合」の特 徴について次のような指摘がある。

引用 15:「トキを初めとする時間表現の形式は、実現済みと未実現事態の両方を表しうる。しかし、「場合」は実現済みの事態は表せるが、 【中略】過去の規則・習慣を表す。一方、【中略】 発話時にすでに実現済みの一回的事態を表そうとすると非文となる。【中略】このことは、接続助辞用法の「場合」が典型的な用法では事態の成立時点を表しに

<u>くい</u>ことを示唆している。」(佐野 2008: 144 下線は引用者による) 上記の下線部にある通り、佐野 (2008)は「場合」で提示される事態はその 成立時点が表されにくいという特徴を指摘して、次のような非文の例を挙 げている。

- (27) *先週東京に帰った場合、友人と再会した。(佐野 2008: 144 の例 (4)) これを見ると、確かに「場合」の連体修飾節は発話時にすでに実現済みの一回的事態を表すことはできないように見える。しかし、次のような例はどうであろうか。
 - (28) 今月に入ってから、3つの誘拐事件が発生している。1月6日に静岡

県でAちゃんが誘拐された場合は、身代金が支払われ、A ちゃんは無事解放された。15日に千葉県でBちゃんが誘拐された場合は、身代金が支払われたが、B ちゃんは解放されなかった。22日に埼玉県でCちゃんが誘拐された場合は、C ちゃんが自力で監禁場所から脱出してきた。

(29) *1月6日に静岡県でAちゃんが誘拐された場合は、身代金が支払われ、A ちゃんは無事に解放された。

上記の例 (28) では、3 つの誘拐事件のそれぞれを指示して、その事件の結末を述べる際に「場合」が用いられている。それぞれにはその誘拐事件が発生した日が記されているので、これは一回的な事例であると言わなければならない。

ただし、上記の例 (28) のように一回的な事例が示される際にも、それぞれの事例にはそれと並行的に扱うべきいくつかの事例が存在することが含意されている。したがって、例 (29) のように、並行的な事例を示すことなく、一回的な事例を指すような文脈においては、「場合」という名詞は使用することができない。

つまり、「場合」という語は「何らかの事例、状況」という意味を表すが、もう少し細かく記述すれば、「いくつかの、並行的な取り扱われるべき事例、状況の一つ」という意味であると言うべきであろう。

「場合」が条件節を導く形式として使用されている際には、「とき」と言い換えられることが多いが、「とき」が上記のような一回的な事例を指す場合にも使用できるのに対して、「場合」はいくつかの並行的な事例が想定されている場合にのみ使用されるという違いがあるということができる。

3.4 「場合」を底の名詞とする連体修飾節の時制の解釈

では、「場合」を底の名詞とする連体修飾節を A 群と B 群とに分けて、 それぞれ、時制の解釈について考察することにする。まず、A 群と B 群を 再掲する。

A 群:「場合」が通常の名詞として用いられる例

- (30) 小さい芸能事務所だと、その社長がタレントのマネージャーを兼ねる場合も増えた。
- (31) 人間同士の揉め事には、<u>解決を急ぐ場合と、時間をおくことで自然</u> に解決する場合とが考えられる。

B 群: 「場合」が副詞的に用いられる例

- (32) 室内に入る場合は、マスクとフェイスシールドを着用しなければならない。
- (33) <u>感染者が息苦しさを訴えた場合</u>は、すぐにパルスオキシメーターで 血中酸素濃度を測定してみるべきだ。

B群は、「場合」を底の名詞とする連体修飾節が、条件表現として副詞的に主節にかかるものである。このB群については、次の点をまず指摘しておく。

先に、2.3.1 節で大島論文を取り上げ、連体修飾節の内の関係は、連体修飾節と主節との間の時間関係を問いたくなるものであり、外の関係(内容補充の関係)では、連体修飾節と主節との間の時間関係を積極的に問う必要はないということを見た。

しかし、この B 群については、内容補充の連体修飾節であるものの、前件を条件として、後件を述べるという構造である以上、その条件と帰結の二つの事態の時間関係を問う必要が出てくる構文であることが予想される。

一方、A 群については、通常の連体修飾節として扱えるものであるから、この場合は、大島 (2014) の自由テンスが現れることが予想される。

3.4.1 A 群の時制の解釈

3.4.1.1 A 群の 3 つの類型

まず、次の例を比較されたい。

(34) 無理な運動をして、ひざを傷める場合を取り上げて論じた。

(35) 去年の3月に無理な運動をして、ひざを傷めた場合を取り上げて論じた。

これらを比較すると、「場合」が表す意味が少し異なる。例 (34) は「ひざを傷める可能性」という意味に近く、例 (35) は「ひざを傷めた実際の事例」という意味に近い。つまり、前者は仮想的状況、後者は現実に生起した状況を表す。後者の類例を挙げる。

(36) 私は三回出産を経験したが、長女を産んだ場合が一番よく話題に上がる。

例 (35)(36) は、現実に生起した状況というだけでなく、現実の一回的な事態として認識できる。

例 (35)(36) のように現実に生起した状況を述べる場合には、主節の時制 形式とは関係なく、連体修飾節の時制形式は夕形になる。また、現実に生 起した状況と並行的に扱うべき、過去についての仮想的事態を述べる場合 (下記の例 (37) の「(緊急事態宣言が発出) されなかった」) も、主節の時 制形式とは関係なく、連体修飾節の時制形式は夕形になる。

- (37) 去年の4月に緊急事態宣言が発出された場合とされなかった場合を 経済効果の面から比較した。
- (38) 当時、関東に王権が存在した場合も考えらえる。

ここで、上記の例 (35)(36) のように、「現実に生起した事例の一つ」という意味を表す例を A 群の類型の一つ目とする。

また、例 (37)「(緊急事態宣言が発出) されなかった場合」や例 (38)「関東に王権が存在した場合」という例は、現実に生起した状況と並行的に扱うべき、過去についての仮想的事態(反実的な仮想事態)を述べるものである。これらを A 群の類型の二つ目とする。

最後に、例 (39) はいまだ生起していない仮想的事態である。このとき、連体修飾節の述語はル形であっても夕形であってもそれほど大きな違いがない。これを A 群の類型の三つ目とする。

- (39) 来月、2回目の緊急事態宣言が発出された(発出される)場合とされなかった(されない)場合を経済効果の面から比較した。
- (40) <u>気温が下がった(下がる)場合</u>を想定して、防寒具を携行する。 以上を箇条書きにすれば次の通りである。
 - 1) 実際に生起した事態の一つを指す例では、連体修飾節はタ形
 - 2) 過去に生起した事態と異なる仮想的事態の例では、連体修飾節は タ形
 - 3) いまだ生起していない仮想的事態の例では、連体修飾節はル形・タ 形ともに可。

ここに挙げた A 群の 3 つの類型は主節の事態とは無関係に連体修飾節の 述語の時制形式が選択される。

3.4.1.2 A群の時制

ここで、2.3.2 節で大島 (2014) に挙げられていた以下の例について見ておこう。

(41) 災害が発生した場合を一応考えておきましょう。

この例は、本稿のA群の3)の類型に属するものと考えられる。大島 (2014) はこのような例を主節時基準でも発話時基準でもない、自由テンス であるとしている。

ここで言えることは、A 群の「場合」を底の名詞とする連体修飾節(内容補充節)の時制は、類型 1)や 2)のように積極的に発話時基準の時間軸に関係づけられない限り、つまり、3)においては基本的には自由テンスであるということである。つまり、主節との時間関係を問わないものである。この時、上の観察によれば、連体修飾節内の時制形式はル形でもタ形でも構わないということになる。

冒頭に挙げた例(4)は、実はこの3)に含まれるものである。

ただし、先の 3.4.1.1 節の観察は少し恣意的な面が否めない。以下の例 を参照されたい。

- (42) コンピューターが壊れた(壊れる)場合を考えてみましょう。
- (43) コンピューターを買う (買った) 場合を考えてみましょう。

先の3.4.1.1 節では、上記の例において、連体修飾節内の時制形式は、ル形も夕形も許されると述べたが、筆者の内省によれば、例 (42)(43) では、ル形と夕形とで自然さが異なる。例 (42) のような無意志的な変化動詞の場合には夕形のほうが自然であり、例 (43) のような意志的な動作動詞の場合には、ル形のほうが自然であるように思う。ここでは、その理由について述べる用意はないが、大島 (2014) の自由テンスに関する記述を参照すると、底の名詞によって、自由テンスの形式が決まってくることがある。例えば、「予定」「意図」という名詞では、内容補充の連体修飾節の形式はル形に限られている。一方、「経験」という名詞のように、連体修飾節の形式がル形・夕形ともに可能であるものもある。つまり、名詞の意味によって形式が選択されることがあるので、「場合」という底の名詞においては、ル形・夕形どちらも可能であるが、動詞の種類によって自然さが決まるという可能性もある。

上でA群を3つの類型に分類したが、それらの連体修飾節内の時制形式は主節の事態とは全く関係なく決定されるということを見た。特に、三つ目の類型においては、ル形・夕形ともに使用が可能であり、どちらを使用する場合でも、自由テンスであると考えることができる。

以上のことから、A 群の「場合」を底の名詞とする連体修飾節は「場合」 の内容を具体的に書き上げるためのものであり、A 群は、主節との時間関係を問わない構文環境であると考えることができる。

従来の連体修飾節の時制の解釈においては、このA群についても主節との時間関係を常に問題としてきた。しかし、A群は基本的には、主節と連体修飾節との間には時間関係を問えないと考えるべきである。

3.4.2 B 群の時制の解釈

さて、B群とは、以下のように「場合」を底の名詞とする連体修飾節が、

副詞的に後件にかかり、条件表現として使用されているものを指す。

B 群: 「場合」が副詞的に用いられる例

- (44) <u>室内に入る場合</u>は、マスクとフェイスシールドを着用しなければならない。
- (45) <u>感染者が息苦しさを訴えた場合</u>は、すぐにパルスオキシメーターで 血中酸素濃度を測定してみるべきだ。
- このB群は、従来から連体修飾節と主節との時間関係が問われてきた用例群である。

B群は、前件(連体修飾節)が条件、後件(主節)が帰結を表すと考えられる。条件と帰結という関係は、厳密には時間関係と完全に同じというわけではないので、もちろん、条件と帰結の間に時間関係を問わない場合もある。しかし、基本的には、従来指摘されてきた「視点の原理」に従うと考えてよいだろう。

- (46) カレーを作る場合は、豚バラ肉を買ってくる。(発話時基準)
- (47) カレーを作った場合は、隣の人におすそ分けをした。(発話時基準)
- (48) カレーを作る場合は、豚バラ肉を買ってきた。(主節時基準)
- (49) <u>カレーを作った場合</u>は、隣の人におすそ分けをする。(主節時基準) 本稿で特に主張したいのは、A 群では主節との関係を問わなかった「場合」の連体修飾節が B 群に用いられると、主節との関係が問われるようになるという点である。

4. 最後に

以上、本稿では連体修飾節の時制の解釈についての研究史を概観し、その成果に基づいて、「場合」を底の名詞とする連体修飾節を観察した。

「場合」を底の名詞とする連体修飾節は、内容補充の連体修飾節であり、連体修飾節内の時制は基本的には主節の事態とは無関係であると考えられる。このような特徴は A 群の用法に顕著に見られた。これが内容補充の

連体修飾節本来の特徴と考えることができる。

しかし、そのような連体修飾節が条件表現として前件と後件の関係を積極的に表すような構文 (B群) に置かれると、前件と後件の時間関係の表し分けに関与するようになる。

このような現象は、連体修飾節の時制の解釈において、連体修飾節と主 節との時間関係を常に問い、一律のルールで説明しようと試みてきた立場 に疑問を投げかけるものだということができる。

今回、「場合」の連体修飾節の分類を十分に行ったとは言えないが、しかし、連体修飾節の時制の解釈の研究の方向性を考えるための材料とすることができるように思う。今後は、さらに詳細な記述を行うことを目指したい。

注

- 1 後にも述べる通り、「底の名詞」「内の関係」「外の関係」などの用語の定義は、寺村 (1992) に 従う。「底の名詞」とは、連体修飾関係の被修飾語となる名詞のことである。なお、寺村秀 夫氏の連体修飾に関する論文「連体修飾のシンタクスと意味」は「その 1」(1975) から「その 4 | (1978) までの連載が初出であるが、本稿の引用はすべて寺村 (1992) からとする。
- 2 本稿では、「場合」の連体修飾節・主節の述語形式を動き動詞の場合に限定し、動き動詞の「タ」がつかないものをル形、「タ」が接続した形式をタ形と呼び分ける。範囲がかなり限定されるが、状態性の述語や「シテイル」という形式を含めると、状況が変わってくるからである。
- 3 ここで言う「従属節」とは、本稿の考察対象となる連体修飾節を含むが、もう少し広範囲の 節を指す。ここでは、連体修飾の説明として扱っても特に問題ない。
- 4 ここでの「従属節」も連体修飾節を含む、さらに広い範囲の節を指す用語である。従って、この「従属節」を「連体修飾節」と読み替えても問題ない。
- 5 ただし、三原 (1992) では、この例は「視点の原理」の反例ではないとしている。以下は三原 (1992) の引用である。「しかしながら、ここにおいて、「作る」は習慣的動作を表していることに注意されたい。習慣的動作は言わば汎時間を指示するので、それは時間軸上のどの時点においても成立する。従って、「おいしかった」という事態の時点においてもそれは成立する筈である。そのように考えると (25) (=本論文で挙げた例 (11)) は、主節時視点現象の中に統合されるべきものだということになろう。」(p.23)

参考文献

- 岩崎卓 (1998)「連体修飾節のテンスについて」国立国語研究所編『日本語科学』3 pp.47-66 大島資生 (2008)「連体修飾節と主節の時間的関係について」日本語文法学会編『日本語文法』 8-1 pp.101-117
- 大島資生 (2011)「日本語連体修飾節構造の時制解釈について ―修飾節・主節がともにタ形述 語を持つ場合―」日本語文法学会編『日本語文法』11-1 pp.54-70
- 大島資生 (2014)「外の関係の連体修飾節におけるテンスについて」 益岡隆志他編 (2014) 所収 pp.197-211
- 佐野裕子 (2008) 「「場合」に関する考察 ―接続助辞用法を中心に―」日本語文法学会編『日本語文法』8-2 pp.140-155
- 寺村秀夫 (1975)「連体修飾のシンタクスと意味 ―その 1―」大阪外国語大学研究留学生別科編『日本語・日本文化』4 pp.71-119
- 寺村秀夫 (1977a)「連体修飾のシンタクスと意味 ―その 2―」大阪外国語大学研究留学生別科編『日本語・日本文化』5 pp.29-78
- 寺村秀夫 (1977b)「連体修飾のシンタクスと意味 ―その 3―」大阪外国語大学研究留学生別科編『日本語・日本文化』6 pp.1-35
- 寺村秀夫 (1978)「連体修飾のシンタクスと意味 ―その 4―」大阪外国語大学研究留学生別科編『日本語・日本文化』7 pp.1-24
- 寺村秀夫 (1992) 『寺村秀夫論文集 I 一日本語文法編一』 くろしお出版
- 丹羽哲也 (1997)「連体節のテンスについて」大阪市立大学編『人文研究 大阪市立大学文学部 紀要』49 pp.29-64
- 原沢伊都夫(2010)『考えて、解いて、学ぶ日本語教育の文法』スリーエーネットワーク
- 益岡隆志・大島資生・橋本修・堀江薫・前田直子・丸山岳彦編 (2014)『日本語複文構文の研究』 ひつじ書房
- 松岡弘監修 (2000) 庵功雄・高梨信乃・中西久実子・山田敏弘『初級を教える人のための日本語 文法ハンドブック』スリーエーネットワーク
- 三原建一 (1992) 『日英語対照研究シリーズ 1 時制解釈と統語現象』 くろしお出版